

地域みなさんがつくる集い、支えあうサロンを始めてみませんか！

通いの場 補助金交付のご案内

笛吹市介護予防・生活支援サービス事業等支援補助金

高齢者等を含む住民が集う場を運営する団体等を支援し、住民の交流の機会を持つことで、社会的孤立を防止するとともに、生きがいづくりや健康づくり、介護予防または要介護状態等になることを軽減することを目的とします。

補助対象団体

以下の条件を全て満たす団体であれば申請できます。

- ①本市の住民登録台帳に記録されている参加予定者が3人以上でかつ半数以上が高齢者であること
- ②月2回以上(1回1時間以上)の運営ができること
- ③代表者を含めて3人以上の構成員がいること
- ④参加希望する方がある場合は受け入れることができる
- ⑤居場所リスト等に活動内容情報を提供することができること
- ⑥開催場所が市内であること

活動内容は
楽しく集うことができるよう
自分たちで決めていただく
ことができます！

補助内容

- ①運営費支援補助 1回あたり上限2,000円 年間52回以内
消耗品・保険料・通信運搬費・印刷製本費等通いの場の運営に必要な経費
ただし、ボランティアのサービス提供に係る人件費、委託料、食料費は除きます
- ②立ち上げ支援補助 初年度のみ1回20,000円
手すりなど軽微な改修費やDVDプレーヤー、モニター等備品の購入に係る経費

申請

まずは、問合せ・申込み先まで、お気軽にご連絡をください
詳細については裏面にあります

注意事項

- ・市からの補助金を受けている団体は対象外です



問合せ・申し込み先

お気軽にご相談ください！

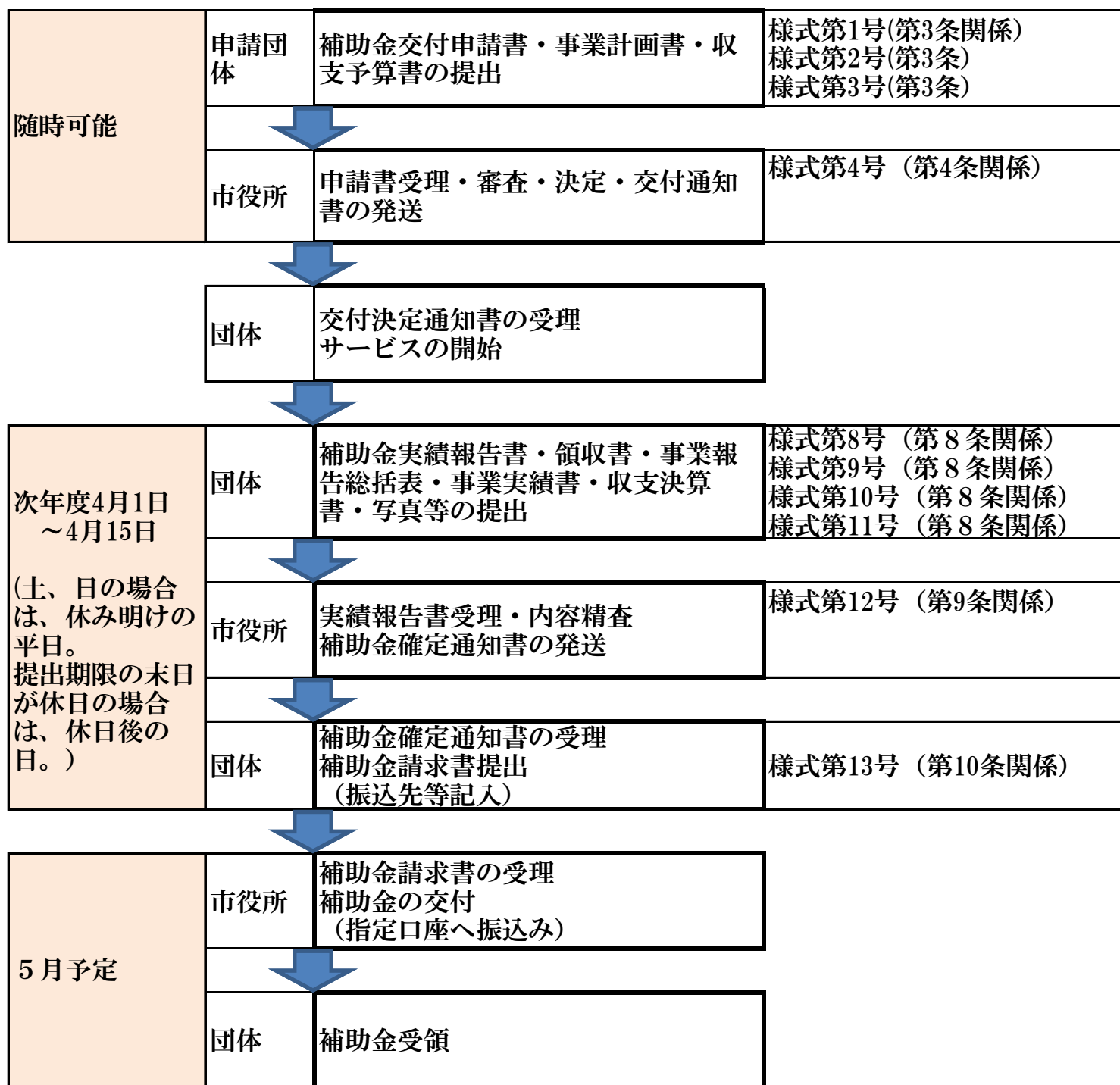
笛吹市役所 長寿支援課 長寿支援担当（生活支援コーディネーターまで）

電話055-261-1902

FAX:055-262-1318

支援補助金交付申請の流れ

通いの場合支援補助金



【ご注意ください！】

・年度途中で変更・中止があった場合は様式5号(第5条関係)の届出も必要になります。

・概算払い請求(注※様式7号(第7条関係))を行うことも可能です。
(笛吹市介護予防・生活支援サービス事業等支援補助金は交付決定額の2分の1を上限とします。)

※注 概算払い請求とは、支払額が未定の時に、後で精算する条件でおおよその見積額を支払うこと